

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立のびやか健康館入館等の制限	
根拠条例等・条項	堺市立のびやか健康館条例第9条 堺市立のびやか健康館施設利用約款第23条 堺市立のびやか健康館条例施行規則第11条及び第12条	
所 管 課	環境事業 部 環境事業管理課	
処 分 基 準	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 堺市立のびやか健康館入館等の制限の処分基準については、以下のとおりとする。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者。 (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者。 (4) 酒気を帯びているとき。 (5) 堺市立のびやか健康館条例施行規則上の使用者・入館者の遵守事項を守らない者。 (6) 前各号に掲げる者のほか、のびやか健康館の管理上支障があると認められる者。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	